

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
2	全国健康保険協会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
3	健康保険組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
4	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
5	全国健康保険協会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
6	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等の給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等の給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
7	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
8	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
10	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
11	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
12	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
13	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
14	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である等 都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
19	国家公務員共済組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
20	国家公務員共済組合連合会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
22	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
23	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75項	知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
25	都道府県知事等	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
26	地方公務員共済組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
28	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
29	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
31	都道府県知事等	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
32	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
33	市長村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
34	市長村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸し付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸し付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
35	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
36	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
37	後期高齢者医療広域連合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
38	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
40	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
42	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
43	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
44	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
45	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
46	独立行政法人 日本学生支援機構	番号利用 法第19条 第8号に 基づく主 務省令第 2条の表 141項	独立行政法人日本学 生支援機構法による 学資の貸与及び支給 に関する事務であって 主務省令で定められ た用途	住民票 関係情 報(世帯 番号、続 柄等)	10万 人以上 100 万人未 満	独立行政法人日本学 生支援機構法による学 資の貸与及び支給に関 する事務であって主務 省令で定められた範囲 に該当する者	情報 提供 ネット ワーク システ ム	情報提供 ネットワ ークを通 じて特 定個人 情報の 照会を 受けた 都度
47	厚生労働大臣	番号利用 法第19条 第8号に 基づく主 務省令第 2条の表 142項	特定障害者に対する 特別障害給付金の支 給に関する法律による 特別障害給付金の支 給に関する事務であ って主務省令で定め られた用途	住民票 関係情 報(世帯 番号、続 柄等)	10万 人以上 100 万人未 満	特定障害者に対する特 別障害給付金の支給に 関する法律による特別 障害給付金の支給に関 する事務であって主務 省令で定められた範囲 に該当する者	情報 提供 ネット ワーク システ ム	情報提供 ネットワ ークを通 じて特 定個人 情報の 照会を 受けた 都度
48	都道府県知事 又は市町村長	番号利用 法第19条 第8号に 基づく主 務省令第 2条の表 144項	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律による自立支援給 付の支給又は地域生 活支援事業の実施に 関する事務であって 主務省令で定められ た用途	住民票 関係情 報(世帯 番号、続 柄等)	10万 人以上 100 万人未 満	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律によ る自立支援給付の支給 又は地域生活支援事 業の実施に関する事務 であって主務省令で 定められた範囲に該 当する者	情報 提供 ネット ワーク システ ム	情報提供 ネットワ ークを通 じて特 定個人 情報の 照会を 受けた 都度
49	厚生労働大臣	番号利用 法第19条 第8号に 基づく主 務省令第 2条の表 149項	厚生年金保険の保険 給付及び国民年金の 給付に係る時効の特 例等に関する法律に よる保険給付又は給 付の支給に関する事 務であって主務省令 で定められた用途	住民票 関係情 報(世帯 番号、続 柄等)	10万 人以上 100 万人未 満	厚生年金保険の保険 給付及び国民年金の給 付に係る時効の特例等 に関する法律による保 険給付又は給付の支 給に関する事務であ って主務省令で定め られた範囲に該当す る者	情報 提供 ネット ワーク システ ム	情報提供 ネットワ ークを通 じて特 定個人 情報の 照会を 受けた 都度
50	厚生労働大臣	番号利用 法第19条 第8号に 基づく主 務省令第 2条の表 150項	厚生年金保険の保険 給付及び国民年金の 給付の支払の遅延に 係る加算金の支給に 関する法律による保 険給付遅延特別加算 金又は給付遅延特別 加算金の支給に関 する事務であって主 務省令で定められた 用途	住民票 関係情 報(世帯 番号、続 柄等)	10万 人以上 100 万人未 満	厚生年金保険の保険 給付及び国民年金の給 付の支払の遅延に係 る加算金の支給に関 する法律による保険給 付遅延特別加算金又 は給付遅延特別加算 金の支給に関する事 務であって主務省令 で定められた範囲に 該当する者	情報 提供 ネット ワーク システ ム	情報提供 ネットワ ークを通 じて特 定個人 情報の 照会を 受けた 都度
51	文部科学大臣、都道府県 知事又は都道 府県教育委員 会	番号利用 法第19条 第8号に 基づく主 務省令第 2条の表 151項	高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律による就学支援金 の支給に関する事務 であって主務省令で 定められた用途	住民票 関係情 報(世帯 番号、続 柄等)	10万 人以上 100 万人未 満	高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律による就学支援金 の支給に関する事務 であって主務省令で 定められた範囲に該 当する者	情報 提供 ネット ワーク システ ム	情報提供 ネットワ ークを通 じて特 定個人 情報の 照会を 受けた 都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
52	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
53	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
54	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
55	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
57	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

特定個人情報の提供先一覧

連番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
58	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
59	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
60	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
61	大分市教育委員会	番号利用法第19条第11号	大分市奨学資金に関する条例による奨学生への決定に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	庁内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
62	大分市教育委員会	番号利用法第19条第11号	経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	庁内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度